

## 平成 28 年度 第 2 回 成田市精神保健福祉推進協議会 会議録

- 1 開催日時 平成 28 年 11 月 11 日（金） 午後 3 時 00 分～午後 4 時 00 分
- 2 開催場所 成田市保健福祉館 団体活動室
- 3 出席者  
（委員） 佐藤会長、鈴木（剛）委員、山崎委員、太田委員、嶋崎委員、橋本委員、  
青木委員、佐久間（富男）委員、宇野委員、笠松委員、石田委員、  
茂呂委員  
（欠席） 山田幹事、下村幹事、鈴木（紀子）幹事  
（幹事） 星野幹事、潁川幹事、佐々木幹事、笠松幹事、宮野幹事、  
佐久間（敏子）幹事  
（事務局） 高橋部長、三橋課長、谷下田係長、久保木主任主事、内田主任主事

### 4 議 事（要旨）

- 報告第 1 号 平成 28 年度上半期事業経過報告について【報告のみ】
- 議案第 1 号 平成 29 年度事業計画（案）について  
事務局：来年度のメンタルヘルス講演会は、やきつべの径診療所の夏苺郁子医師を予定  
しており、内諾はもらっている。  
委 員：めんたるへるすは上半期は発行していないか。  
事務局：発行していない。社会資源検討部会で内容を検討する予定。社会福祉協議会の  
自立相談支援事業についてお知らせすることを考えている。
- 議案第 2 号 成田市精神保健福祉の現状について【今後報告とする】  
委 員：（議案 2 号 6（1）（健康増進課事業の）こころの健康相談と心の健康支援係の相  
談数がかなり違うが何故か。  
事務局：こころの健康相談に来ている人数で、実際医師とカウンセラーに相談した数と  
なっている。  
委 員：地域生活支援センター等の相談支援の件数は、同じ人が何度相談しても数に入  
るのか。実人数かどうか。  
事務局：匿名の相談もあるので、件数に入れている。実際同人物の相談は多い。

- 委員：（議案 2 号 5 (1)）市民向け講演会について聞きたい。
- 事務局：今年度はやっていない。街かど心の集いの講演会で、精神科ユーザーだけでなく地域住民も対象にしているもの。
- 委員：今年は今のところ未定である。昨年 は防災の心構えや準備について、一昨年は就労に関してハローワークに依頼し実施した。その際は 60 人程度の参加となり、市外からも参加者がいた。
- 委員：街かど心の集いの参加人数はどこに入っているのか。
- 委員：（議案 2 号 5 (1)）地域活動支援の項目に集計されている。
- 委員：せっかくやっているのに、別に集計した方がいい。
- 【今後別に項目をとり集計することとした。】
- 委員：地域移行支援、地域定着支援の実績が 0 だが、対象者がいないということか。
- 委員：【訂正：成田地域生活支援センターは 1 件実績あり】
- 病院で地域移行の協議を行っている。地域移行の制度を使うとかえって時間がかかるとのことで、使わずに相談支援として退院支援している事が多く、数が上がっていなかった。相談支援事業所と病院で地域移行を増やす動きが出てきており、積極的に行う方向になってきている。実績が上がらないのは、地域移行支援を使わずに退院させているという現状があった。
- 事務局：（入院中から）長期的に関わって支援するのではなく、ある程度地域に出る目安がついてから地域移行支援を使い、短期間で地域定着となる人もいる。
- 委員：他の地域も実績がないのか。制度自体が使いづらいので見直した方が良い。
- 委員：（議案 2 号 6 (1)）健康増進課の医師による相談が少ない。1 回あたり 2 人以下となっており勿体ない。
- 事務局：職員がケースの相談が出来る機会になるほか、精神科受診まではいかないが、精神疾患の可能性があり、育児に悩んでいる母親の相談も出来る機会にもなっている。ただ、予約をしても利用前にキャンセルする人もいる。保健所の相談を紹介してそちらに繋がる人もいる。
- 委員：PR が足りないのではないか。
- 事務局：広報には出している。市民相談で連絡が来た際に紹介し、相談に繋がった人もいる。関係機関の支援者にも事業について伝えてはいるが、情報が必要な人にまだ行き渡っていないと思われる。提供の仕方を検討し、今後もこのような事業があることを紹介してほしい。
- 委員：（実績報告：心の健康支援係）相談内容の中で福祉サービス利用についての相談が多いが、実際サービスに結びついているのか。
- 事務局：上半期での統計は行っていない。実際サービスを受けている内容は居宅支援が多く、前年度 3 月末では 50 名程利用している。サービス内容はそれ以外にも、配食サービスや就労支援に関する相談が増えている。

委員：障害認定区分は手帳所持者の何パーセントか。福祉サービスを利用しているのは少数ではないか。

事務局：(前年度集計) 606人障害福祉サービスを支給決定している。3障害の手帳所持者人数は約5000人、内2000人が65歳以上で介護保険に繋がる。介護保険にないサービス、例えば視覚障害の同行援護は引き続き障害サービスとなるが、65歳になると介護の認定を受けるながれになっている。

委員：(かたつむり利用者、他市町村在住) 行政から引き続き障害サービスは認めない、介護保険にするように言われた。障害サービスで続けられれば良いものを、わざわざそちらのサービスを利用しなければならない事はおかしいのではないか。

事務局：介護保険サービスにないサービスや、介護保険のデイサービスに障害特性から合わない人は障害福祉のサービスを使っている。精神障害の場合は、介護保険で評価出来ない人が多く、介護認定には該当しない人が多い。他市町村で対応が違うこともある。原則は介護保険の利用としているが、65歳以上でも障害福祉サービスは可能である。

事務局：(平成27年度集計) 精神障害者保健福祉手帳所持者が約950人、その中で障害福祉サービス支給決定者135人は認定を受けている。介護のサービスで不足される部分は障害サービスで補填する。本人たちの生活の質が変わらないよう注意している。介護保険サービスと障害サービスについては、めんたるへるすに囲み記事を付けて発行したい、広報でも検討する。

7 傍 聴 者 0名

8 次回開催予定 平成29年 7月